

消防用設備等の標識について●

消防用設備等の標識については、那須地区消防組合火災予防条例施行規則第9条別表3（以下、別表3という。）によるほか、次のとおりとする。

1 消火器

- (1) 平成29年11月20日消防予第355号「直接視認することができる状態で消火器の設置における標識の設置について」により標識に替えて設置することができるピクトグラムについては、申請不要で消防法施行令第32条（以下「令第32条」という。）を適用し、設置して差し支えないものとする。

ただし、消火器が収納箱等に収納され、直接視認できない場合は、ピクトグラムと併せて収納箱等に「消火器」の表示をすることとする。

なお、令第32条を適用した場合は、防火対象物台帳に経緯等を明確に記載すること。

2 動力消防ポンプ設備

水源には、その直近に次に示す標識の設置を指導するものとする。

（色彩は、文字及び縁を白色、地を赤色とし、原則として反射塗料を用いるものとする
こと。）

防火水槽の標識（575型）

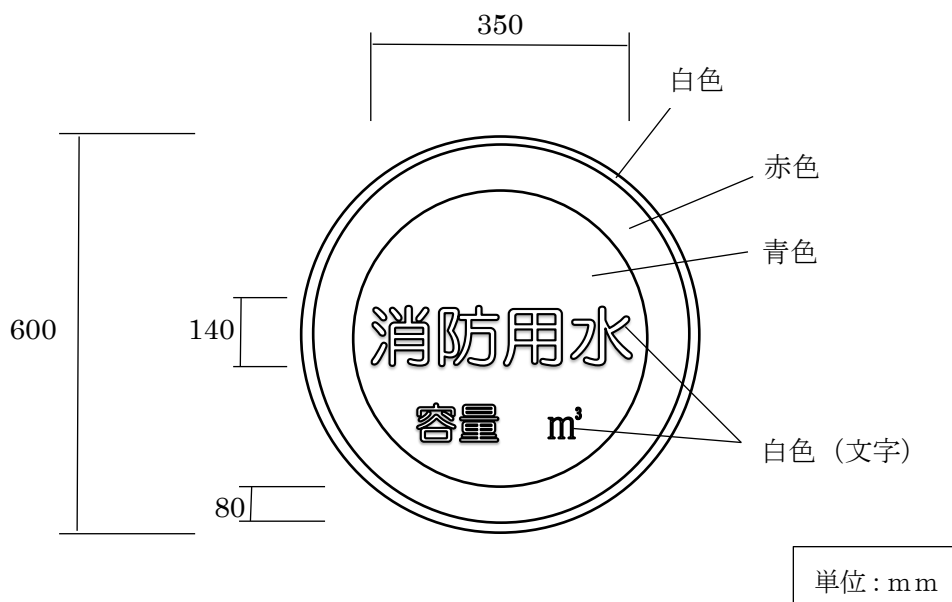


単位：mm

3 消防用水

その直近には、次に示す標識の設置を指導するものとする。

(色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とし、原則として反射塗料を用いるものとする。)



4 連結送水管

放水口である旨の標識については、別表3によるほか、次の表示とすることができる。

- (1) 「消防章」を表示した標識。
- (2) 消防章の大きさは、直径10cm以上とすること。

